津和野町議会ハラスメント根絶条例実施規程をここに公布する。

令和８年６月 12 日

津和野町議会議長　川田　　剛

津和野町議会告示第３号

津和野町議会ハラスメント根絶条例実施規程

（趣旨）

第１条　この規程は、津和野町議会ハラスメント根絶条例（令和６年条例第 15 号。以下「条例」という。）の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程で使用する用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（相談窓口の設置）

第３条　条例第４条第２項に定めるハラスメントに関する相談（以下「相談」という。）に対応するための相談窓口を議会事務局に設置する。

２　相談窓口は、ハラスメントによる直接の被害を受けた議員及び職員だけでなく、他の議員及び職員からの相談についても対応する。

３　相談窓口は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合の相談についても、対応するものとする。

４　前項に規定する対応は、議長が行う。

５　第１項に規定する相談は、ハラスメントに関する相談記録簿（別記様式）に記録するものとする。

６　議長は相談記録簿を精査し、必要に応じて関係者からの事情聴取及び事実確認を行い、公正で客観的な立場から問題の処理及び解決を図らなければならない。

（津和野町議会ハラスメント対策委員会の設置等）

第４条　議長は前条第６項によっても、ハラスメントに関する相談の処理及び解決が困難であると認められるとき、又は問題の内容若しくは状況から判断し、必要と認められるときは、津和野町議会ハラスメント対策委員会（以下「委員会」と

いう。)を設置し、必要な措置を講じなければならない。
2　委員会は、委員６名以内をもって組織する。
3　委員は、議長を除く議員のうちから議長が指名するもののほか、必要に応じて次に掲げるもののうちから議長が委嘱する。
（1）　法律等の専門的知識及び経験を有するもの
（2）　ハラスメントに関する専門的知識及び経験を有するもの
（3）　その他議長が必要と認めるもの。
4　委員会は、議長の求めに応じ次に掲げる事項について調査等を行い、その結果について議長に報告するとともに、助言又は提言を行うものとする。
（1）　ハラスメント行為の事実関係の調査に関すること。
（2）　ハラスメント行為に対する措置及びその妥当性に関すること。
（3）　今後のハラスメントの防止策に関すること。
（4）　その他必要な事項
5　委員の任期は、委嘱した日から前項に規定する助言又は提言を行う日までとし、委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。
6　委員の互選により委員長を置き、委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は議長が招集する。
7　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
8　委員会は非公開とする。会議録は報告書の作成をもって代える。
9　委員会は、その所掌事務の遂行上必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告させるものとする。
10　委員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
11　委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

(公表)
第５条　条例第５条に規定する公表は、次に掲げる方法のうち、適当な方法により行うものとする。
（1）　つわの議会だよりへの掲載
（2）　町公式ホームページへの掲載
（3）　その他議長が適当と認める方法

（不利益取扱いの禁止）
第６条　議員及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、当該相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）
第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式(第３条関係)

相談記録簿

<table>
<tr><td>相 談 日 時</td><td colspan="5">年　月　日(　)　時　分～　時　分</td></tr>
<tr><td>対　応　者</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>相 談 方 法</td><td colspan="2"></td><td>相談場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>相　談　者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">当　事　者</td><td>氏名(被害者)</td><td colspan="2"></td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名(加害者とされる者)</td><td colspan="2"></td><td>所属</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">相談内容</td></tr>
<tr><td colspan="6">対応状況・対応者の意見等</td></tr>
<tr><td colspan="6">備考</td></tr>
</table>